

<p>第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定（公布の日）</p> <p>（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）</p> <p>二 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定（公布の日）</p> <p>（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）</p>

<p>第七条 施行日の前日までの間ににおいて特定独立行政法人の職員であったことのある者であつて施行日の属する年中に第七条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十一条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人の職員であつた間は、同項第三号に規定する行政执行法人職員等であった者とみなす。</p> <p>（处分等の効力）</p> <p>第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手續その他の行為とみなす。</p> <p>（その他の経過措置の政令等への委任）</p> <p>第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。</p> <p>附 則 （平成二八年一月二六日法律第一号）抄 （施行期日等）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>（人事院規則への委任）</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

<p>附 則 （平成二九年一月二五日法律第三号）抄 （施行期日等）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（人事院規則への委任）</p> <p>第二条 第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定を除く。の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p> <p>（人事院規則への委任）</p> <p>第三条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>
--